

吉見町

介護予防・日常生活支援総合事業

訪問型サービス（緩和型）説明資料

令和3年4月

吉見町の指定訪問型サービス（運用はA3のみ）

波線は、法定遵守事項（A3の報酬は、A2の約85%）

	介護予防訪問介護相当サービス（A2）※国基準	緩和基準サービス（A3）※要介護者と一体型 ※事業対象者特化型
人員	<p>①管理者 …常勤・専従1以上 ※支障がない場合、同一敷地内の他事業所の職務に従事可能</p> <p>②訪問介護員等…常勤換算2.5人以上 【資格要件：介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者】</p> <p>③サービス提供責任者…常勤の訪問介護員等のうち、利用者40人に1人以上（一部非常勤可）。ただし、常勤のサービス提供責任者を3人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者が1人以上配置されている等の事業所は、利用者50人に1人以上 【資格要件】介護福祉士、介護福祉士実務研修修了者</p>	<p>①管理者 …常勤・専従1以上 ※支障がない場合、同一敷地内の他事業所の職務に従事可能</p> <p>②従事者 …1以上必要数 【資格要件：介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者、町指定の研修を修了した方】</p> <p>③訪問事業責任者 …従事者のうち、1人以上必要数 【資格要件】介護福祉士、介護福祉士実務研修修了者</p>
設備	・事業の運営に必要な広さを有する専用の区画・必要な設備・備品	・事業の運営に必要な広さを有する専用の区画・必要な設備・備品
運営	<p>・運営規定等の説明、同意 ・個別サービス計画作成 ・提供拒否の禁止</p> <p>・訪問介護員の清潔保持、健康管理</p> <p>・従事者又は従事者であった者の秘密保持等</p> <p>・事故発生時の対応 ・廃止等の届出と便宜の提供 等</p>	<p>・運営規定等の説明、同意 ・個別サービス計画の作成</p> <p>・従事者の清潔保持、健康管理</p> <p>・従事者又は従事者であった者の秘密保持等</p> <p>・事故発生時の対応 ・廃止・休止の届出と便宜の提供</p>
報酬	<p>国の定める額（月額定額制）</p> <p>訪問Ⅰ（週1回）月 1,176 単位（対象：要支援1・2、事業対象者）</p> <p>訪問Ⅱ（週2回）月 2,349 単位（対象：要支援1・2、事業対象者）</p> <p>訪問Ⅲ（週3回）月 3,727 単位（対象：要支援2、事業対象者）</p> <p>加算・減算：国の提示とおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■初回加算（200単位/月）、 ■生活機能向上連携加算Ⅰ（100単位/月）、Ⅱ（200単位/月） ■介護職員処遇改善加算（Ⅰ～Ⅳ） ■中山間地域等における小規模事業所加算、■中間地域等に居住する者へのサービス提供加算 ■介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ・Ⅱ 	<p>訪問型サービスⅠ 1回 125 単位、30分未満/回 （対象：要支援1・2、事業対象者）</p> <p>訪問型サービスⅡ 1回 250 単位、30分以上60分以内/回 （対象：要支援1・2、事業対象者）</p> <p>訪問型サービスⅢ 1回 132 単位、30分未満/回 （対象：要支援2、事業対象者）</p> <p>訪問型サービスⅣ 1回 264 単位、30分以上60分以内/回 （対象：要支援2、事業対象者）</p> <p>注 令和3年9月30日までの間は、新型コロナウイルス感染症対応として基本報酬（通所型サービスⅠ・Ⅱ共通）に所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定。</p> <p>加算</p> <ul style="list-style-type: none"> ■初回加算（200単位/月） ■身体介護加算（27単位/回） ■生活機能向上連携加算Ⅰ（100単位/月）、Ⅱ（200単位/月）、Ⅲ（200単位/月）
対象者	<p>①既にサービスを利用し、サービスの継続が必要な方 同居家族あればサービス対象外（特例の場合、保険者に相談）</p> <p>②内容：（生活支援）掃除、買物代行、調理支援、洗濯等。 （身体介護）入浴介助（見守り）、排泄、外出の見守り等。</p>	<p>①要介護サービス等からの移行が必要な方 指定事業所の専門的技術等のサービスが適すると認められる方 同居家族あればサービス対象外（特例の場合、保険者に相談）</p> <p>②内容：（生活支援）掃除、買物代行、調理支援、洗濯等。 （身体介護）入浴介助（見守り）、排泄、外出の見守り等。</p>
負担	介護給付と同様（負担割合証に準ずる）	

＜参考1＞ 訪問型サービス提供形態の例

【訪問型サービスにあたっての手続き・人員基準の例】

A～Cの全ての場合において、それぞれの利用者数の合計が事業所の全体の利用定員内に収まる必要がある。

A 訪問介護+基準型(一体型)		B 訪問介護(介護給付)、基準型、緩和型 (全サービス提供型)	C 緩和型特化型
町手続	不要	緩和型サービスに関する申請	緩和型サービスに関する申請
人員基準	① 管理者 専従1人(兼務可) ② 従事者 訪問介護員等 常勤加算2.5人以上 (介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者) ③ サービス提供責任者 :常勤 40人に1人以上 50人に1人以上 ※サ責3人以上、内サ責主従事者1人 (介護福祉士、介護福祉士実務研修修了者)	① 管理者 専従1人(兼務可) ② 従事者 訪問介護員等 常勤換算2.5人以上 (介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者 緩和型利用者を担当する従事者は、町指定の 研修修了者でも可能) ③ 訪問事業責任者 :常勤、 従事者の内1人以上必要数 (介護福祉士、介護福祉士実務研修修了者)	① 管理者 専従1人(兼務可) ② 従事者 訪問介護員等 1人以上必要数 (介護福祉士、介護職員初任者研修等修了 者、町指定の研修修了者) ③ 訪問事業責任者 :常勤、 従事者の内1人以上必要数 (介護福祉士、介護福祉士実務研修修了者)
サービス提供責任者等の配置	40人	サービス提供責任者 1人	訪問事業責任者 1人以上必要数
	90人	サービス提供責任者 3人	訪問事業責任者 1人以上必要数
	150人	サービス提供責任者 4人 ※	訪問事業責任者 1人以上必要数

※ 常勤のサービス提供責任者を3人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者が1人以上配置されている等の事業所は、利用者50人に1人以上の基準でサービス提供責任者を配置できる。このため、3人の場合がある。

＜参考2＞ 吉見町訪問型サービス(緩和型)に係る報酬加算

訪問型基準	介護予防訪問介護相当サービス(基準型)(A2)	緩和型サービス(A3)
初回加算	新規に訪問型サービス計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が、初回もしくは初回の訪問型サービスを行った日の属する月に、指定訪問型サービスを行った場合。 200単位	同左 ※訪問事業責任者の必置義務を規定した。 200単位
生活機能向上連携加算(Ⅰ)	利用者に対し、指定事業所や医療提供施設の理学療法士等が、 <u>訪問せずに</u> 利用の状況を適切に把握(ICT)を活用した動画やテレビ電話等)したうえで訪問事業責任者に助言を行い、訪問事業責任者が助言に基づいた訪問型サービス計画を作成し生活機能向上の為の訪問型サービスを提供した場合。 初回のサービス提供日の属する月に算定 100単位	同左 ※生活機能向上を目的とした理学療法士等との連携の重要性を評価 100単位
生活機能向上連携加算(Ⅱ)	利用者に対し、指定事業所や医療提供施設の理学療法士等と <u>同行訪問して</u> 利用の身体状況等の評価を共同で行い、生活機能向上を目的とした訪問型サービス計画を作成し、生活機能向上のための訪問型サービス提供した場合。 初回算定月以降3月の間 200単位	同左 ※生活機能向上を目的とした理学療法士等との連携の重要性を評価 200単位
生活機能向上連携加算(Ⅲ)	—	<u>町が派遣する理学療法士等</u> が…以下生活機能連携加算(Ⅱ)と同じ 初回算定月以降3月の間 200単位
身体介護加算	—	「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について(平成12年3月17日老計第10号厚生省老人保健福祉局老人福祉計画課長通知)」に掲げる身体介護に該当するサービス行為を行った場合 1回 27単位
介護職員処遇改善加算 介護職員等特定処遇改善加算	厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして届け出た指定訪問型サービス事業所が、利用者に対し、指定訪問型サービスを行った場合。 所定単位数の1000分の137、等	未設定※基準が国基準と異なる為